防衛庁と気象庁とのオンラインによる気象情報の相互交換に関する協定

防衛庁と気象庁は、相互に密接な連携のもとそれぞれの業務の推進を図るため、オンラインによる気象・地象・水象に関する情報(以下「気象情報」という。)の相互交換について、次のとおり協定する。

平成１４年２月１９日

防調第１３２５号
気企第３６９号

防衛庁防衛局長　　守　屋　武　昌

気 象 庁 次 長　　寺　前　秀　一

第１章　総則

（目的）

第１条　この協定は、防衛庁と気象庁とが保有する気象情報を相互に交換して、それらの有効活用を図り、それぞれの業務の迅速かつ円滑な実施に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この協定は、防衛庁と気象庁とが保有する気象情報を、防衛庁と気象庁との間でオンラインによるデータ通信により相互交換する場合に適用する。

なお､共用飛行場(民間航空機と自衛隊航空機が共用している飛行場又は空港をいう。以下同じ。)における航空気象業務については、共用飛行場における航空気象業務の相互協力に関する協定の定めるところによる。

第２章　気象情報の内容等

（気象情報の内容）

第３条　防衛庁と気象庁との間で相互交換する気象情報は、第１条に規定する目的に従い、防衛庁は、防衛庁が観測、収集及び作成した気象情報を気象庁へ、気象庁は、気象庁が観測、収集及び作成した気象情報を防衛庁へそれぞれ提供するものとする。

（気象情報の取り扱い）

第４条　この協定に基づいて入手した気象情報は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第７号）第８条に規定するものを除き、原則として、防衛庁及び気象庁の部内において利用するものとする。

ただし、防衛庁と気象庁とが相互に協議し、了承を得たものについては、防衛庁及び気象庁以外の者に発表又は提供することができるものとする。

第３章　機器の設置等

（通信回線に係る機器の設置等）

第５条　防衛庁及び気象庁の所管する庁舎内に、オンラインによる気象情報の相互交換のために必要な通信回線に係る機器を設置するものとする。

２　防衛庁及び気象庁は、通信回線に係る機器を設置する場合には、事前に、所管する財産の使用許可を得るものとする。

３　防衛庁及び気象庁は、第１項の通信回線に係る機器を設置する場所、気象情報を交換する電子計算機システムに係る機器、通信方式及び通信速度を変更する必要が生じたときは、事前に相互に協議するものとする。

（費用負担）

第６条　防衛庁及び気象庁は、通信回線に係る機器の設置、運用及び維持管理に要する経費について、相互に協議して定めるものとする。

ただし、防衛庁及び気象庁が相互に提供する気象情報は、無償とする。

（点検及び管理）

第７条　防衛庁及び気象庁は、保有する機器及び装置を安全かつ確実に作動させるため、それぞれの責任において定期点検及び修理を適切に行うものとする。

２　防衛庁及び気象庁は、前項の定期点検及び修理を実施するに際して、それぞれの作業に便宜を図るものとする。

第４章　その他

（協議）

第８条　この協定に疑義が生じたときは、その都度、防衛庁及び気象庁が相互に協議するものとする。

（委任規定）

第９条　防衛庁と気象庁との間で相互交換する気象情報の内容その他のこの協定の実施に関する必要な細目的事項は、防衛庁側から「航空自衛隊航空気象群司令」、気象庁側から「総務部企画課長」が相互に協議して取り決めるものとする。

（その他）

第10条　この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、防衛庁及び気象庁がそれぞれ１通を保管するものとする。

附　則

１　この協定は、平成１４年３月１日から適用する。

２　この協定の適用に伴い、旧協定（防衛庁と気象庁とのオンラインによる気象情報の相互交換に関する協定（平.9.3.10.防調第1252号 気企第７１号）は、廃止する。